

健 第 1 1 7 1 号

平成 29 年 12 月 8 日

各保健所長 様

健康国保課総括課長

「岩手県薬局機能情報提供制度実施要領」等の一部改正について

このことについては、平成 28 年 2 月 29 日付け健第 1495 号により通知しているところですが、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 109 号、以下「改正省令」という。）が公布され、「薬局機能情報提供制度実施要領」（「薬局機能情報提供制度実施要領について」平成 19 年 3 月 26 日付け薬食発第 0326026 号厚生労働省医薬食品局長通知）及び「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」（平成 19 年 3 月 26 日付け薬食総発第 0326001 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）が改正されたことに伴い、「岩手県薬局機能情報提供制度実施要領」等を別添のとおり改正したので、実施について遺漏のないようお願いします。

なお、一般社団法人岩手県薬剤師会には別途通知していることを申し添えます。

記

1 改正の概要

- (1) 改正省令に基づき新たに知事に報告しなければならない事項を追加し、要領本文及び別添 2 を改正したこと。
- (2) 薬局機能情報について知事の定める報告期日について、毎年 12 月 31 日における情報について翌年の 1 月 31 日までに変更したこと。

2 施行年月日

改正省令は、平成 31 年 1 月 1 日施行であること。

これに合わせ、改正後の「岩手県薬局機能情報提供制度実施要領」による届け出は、改正省令の施行日から適用するものであること。

なお、それまでの間は、従前のとおりの取扱いとなること。

3 その他

報告期限の変更のため、医薬品、医療機器等の有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成 12 年岩手県規則第 101 号）を一部改正していること。

【担当】健康国保課薬務担当（田村）

Tel : 019-629-5467 Fax : 019-629-5474

健 第 1 1 7 1 号

平成 29 年 12 月 8 日

一般社団法人岩手県薬剤師会長 様

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

「岩手県薬局機能情報提供制度実施要領」等の一部改正について

このことについては、平成 28 年 2 月 29 日付け健第 1495 号により通知しているところですが、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 109 号、以下「改正省令」という。）が公布され、「薬局機能情報提供制度実施要領」（「薬局機能情報提供制度実施要領について」平成 19 年 3 月 26 日付け薬食発第 0326026 号厚生労働省医薬食品局長通知）及び「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」（平成 19 年 3 月 26 日付け薬食総発第 0326001 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）が改正されたことに伴い、「岩手県薬局機能情報提供制度実施要領」等を別添のとおり改正したので、貴会会員に周知くださるようお願いします。

記

1 改正の概要

- (1) 改正省令に基づき新たに知事に報告しなければならない事項を追加し、要領本文及び別添 2 を改正したこと。
- (2) 薬局機能情報について知事の定める報告期日について、毎年 12 月 31 日における情報について翌年の 1 月 31 日までに変更したこと。

2 施行年月日

改正省令は、平成 31 年 1 月 1 日施行であること。

これに合わせ、改正後の「岩手県薬局機能情報提供制度実施要領」による届け出は、改正省令の施行日から適用するものであること。

なお、それまでの間は、従前のとおりの取扱いとなること。

3 その他

報告期限の変更のため、医薬品、医療機器等の有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成 12 年岩手県規則第 101 号）を一部改正していること。